

# 建築物の耐震化の指標等について

# 1. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

- 建築物の耐震化については、現在、耐震診断義務付け対象建築物を重点的な施策対象とし取組を進めている。2024年3月末時点で、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率は約72%。
- 2025年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する目標を掲げている。

## 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率(2024年3月末時点)

**耐震化率 約71.6%**

総棟数 18,418棟  
 耐震性あり 13,187棟  
 耐震性不十分 5,231棟

### 要緊急安全確認大規模建築物

**耐震化率 約92.5%**

総棟数 11,066棟  
 耐震性あり 10,240棟  
 耐震性不十分 826棟

### 要安全確認計画記載建築物

**耐震化率 約40.1%**

総棟数 7,352棟  
 耐震性あり 2,947棟  
 耐震性不十分 4,405棟

(参考)耐震診断義務付け対象建築物、要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について

耐震診断義務付け対象建築物	
要緊急安全確認大規模建築物 (不特定多数の者等が利用する大規模建築物等： 病院、店舗、旅館、学校等)	対象建築物は <b>全国一律、全都道府県</b> で公表済み
要安全確認計画記載建築物	
避難路沿道建築物	<b>都道府県</b> 又は <b>市町村</b> が対象道路を順次 <b>指定</b> し、対象建築物を公表
防災拠点建築物(庁舎や避難所等)	<b>都道府県</b> が対象建築物を順次 <b>指定</b> し、公表

# 1. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況

## 目標※に対するこれまでの耐震化進捗状況

※目標：2025年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

- 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の現状(2024年3月末時点)は71.6%であり2025年での目標達成は難しい状況。
- 要緊急安全確認大規模建築物について見ると92.5%と堅調に推移している。
- 要安全確認計画記載建築物のうち、公共建築物が多くを占める防災拠点建築物については、耐震化率が2020年からの4年で約15%上昇。耐震化率はまだ低位であるが、比較的高い伸び率で耐震化が進んでいる。
- 避難路沿道建築物については、耐震化率が36%前後で停滞。これは、避難路沿道建築物の約98%が民間建築物であり、行政の努力のみでは進めることができないことや、地方公共団体が避難路等を指定することによる対象建築物の増加(=指標の分母の増加)が耐震化の進捗(=指標の分母の増加)と同程度に進んでいることなどによる。

2025年以降も耐震化の取り組みを推進することが必要。公共建築物の着実な推進を図るとともに、民間建築物については、民間事業者等の取組を加速化すべく、地方公共団体と連携し、地域の実態をきめ細かにフォローしながら耐震化を効果的に促していくことが必要。

### (参考)耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率・対象棟数等の推移(2024年3月31日時点)

上段：耐震化率 下段：耐震性のある建築物数/公表されている耐震診断義務付け対象建築物数

	2020年4月1日	2021年4月1日	2022年3月31日	2023年3月31日	2024年3月31日
耐震診断義務付け対象建築物	74.3% (11,659/15,697棟)	72.7% (12,180/16,757棟)	71.3% (12,577/17,633棟)	71.0% (13,025/18,334棟)	71.6% (13,187/18,418棟)
要緊急安全確認大規模建築物	88.6% (9,825/11,084棟)	89.7% (9,895/11,026棟)	90.1% (9,970/11,071棟)	91.9% (10,174/11,071棟)	92.5% (10,240/11,066棟)
要安全確認計画記載建築物	39.8% (1,834/4,613棟)	39.9% (2,285/5,731棟)	39.7% (2,607/6,562棟)	39.3% (2,851/7,263棟)	40.1% (2,947/7,352棟)
防災拠点建築物	58.0% (268/462棟)	59.4% (410/690棟)	67.1% (486/724棟)	71.2% (541/760棟)	72.8% (570/783棟)
避難路沿道建築物	37.7% (1,566/4,151棟)	37.2% (1,875/5,041棟)	36.3% (2,121/5,838棟)	35.5% (2,310/6,503棟)	36.2% (2,377/6,569棟)

## 2. 現行の指標及び目標について

### 現行の指標

- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率。  
→「公表されている耐震診断義務付け対象建築物棟数」に占める「耐震性のある建築物棟数」の割合。

$$\text{耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率} = \frac{\text{耐震性のある建築物棟数}}{\text{公表されている耐震診断義務付け対象建築物棟数}}$$

### 現行の指標及び目標の課題等

#### 課題①: 対象建築物が全国一律によるものと地方公共団体の方針によるものが混在

耐震診断義務付け対象建築物は、不特定多数の者等が利用する大規模建築物等である要緊急安全確認大規模建築物と、防災拠点建築物や避難路沿道建築物である要安全確認計画記載建築物で構成されており、前者は対象建築物が全国一律であるが、後者は地方公共団体の指定によって対象となり、また、地方公共団体によって指定状況にばらつきがある。

#### 課題②: 取組が進んでいるのに指標の値が減少 → 取組を評価する指標として適切なものとなっていない

耐震性のある建築物棟数(=指標の算定式の分子)が増加しているものの、地方公共団体が要安全確認計画記載建築物の指定を進めることで対象棟数(=指標の算定式の分母)が増加するため指標の値としては減少しており、耐震化が進んでいる状況が見えない。所管行政庁による耐震性不十分な建築物の解消や避難路等の積極的な指定が適切に評価される指標とすべきではないか。

#### 課題③: 指標に除却・建替えが考慮されていない → 耐震性が不十分な建築物を解消する取組が的確に反映されていない

旧耐震建築物の老朽化の進展により近年では除却・建替えを選択するケースが比較的多く見られるところであるが、除却・建替えされた場合は分子にカウントされず母集団から除外される扱いとされている。耐震性不十分な建築物の解消に係る所管行政庁の積極的な取組を促す上でも、耐震改修された場合だけでなく除却・建替えについても評価される指標とすべきではないか。

#### 課題④: 現行の目標年次が2025年であり、見直し時期が到来しており、取組を推進するための新たな目標設定が必要

### 3. 指標及び目標の見直しについて

○以上の課題等を踏まえ、施策の進捗状況をよりの確にフォローする観点から、現在の指標を見直すとともに、2025年以降の目標を設定する。

#### 指標及び目標の見直し方針(案)

方針①: 耐震診断義務付け対象建築物について、対象建築物が全国一律である要緊急安全確認大規模建築物と、地方公共団体の方針(指定)によって決まる要安全確認計画記載建築物とに分けて、指標及び目標を検討する。

方針②: 要安全確認計画記載建築物については、地方公共団体の指定により対象棟数が今後も増加する状況にあり、現行の耐震化率のような割合によって耐震化の進捗を継続的にフォローすることは指標として不安定であることから、棟数などを指標とする。

また、地方公共団体の方針(指定状況)に差異があることから、全国の値のみならず、都道府県別の状況についても整理することとする。

方針③: 現在の指標では的確に反映されていない、耐震性が不十分な建築物の解消に有効な除却や建替えも反映した指標とする。

方針④: 目標は、地方公共団体の方針に左右されず、国全体としてフォローすることが適切な要緊急安全確認大規模建築物について設定し、目標年次は、現行の2025年から5年延長し、2030年とする。

地方公共団体が地域の実情に応じ対策を進める要安全確認計画記載建築物については、地域で目標を設定するなど地域における主体的な取組を促す。



# 3. 指標及び目標の見直しについて(続き)

## 指標及び目標の見直しの全体像

<現 行>

### 耐震診断義務付け対象建築物

(=要緊急安全確認大規模建築物+要安全確認計画記載建築物)

指 標	目 標
<p><b>耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率</b></p> $\left[ = \frac{\text{(耐震性のある建築物棟数)}}{\text{(公表されている耐震診断義務付け対象建築物棟数)}} \right]$	<p>2025年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する</p>

<見直し後>

### 要緊急安全確認大規模建築物

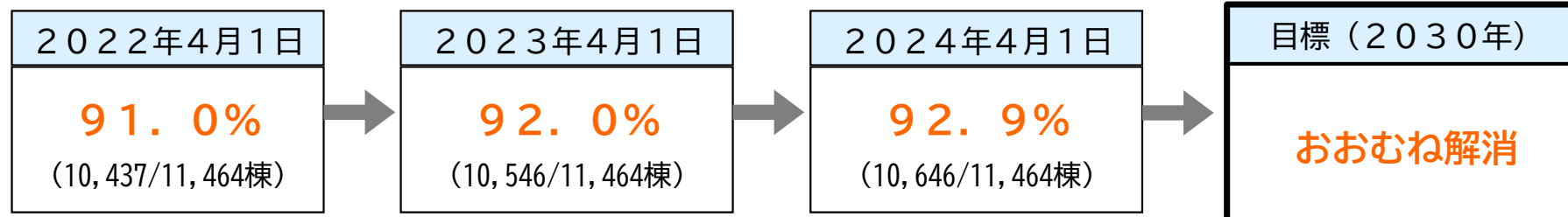
指 標	目 標
<p><b>要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率</b></p> $\left[ = \frac{\text{(耐震性のある建築物棟数 + 耐震性が不十分な建築物の解消棟数)}}{\text{(公表された要緊急安全確認大規模建築物棟数)}} \right]$	<p>2030年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物をおおむね解消する</p>

### 要安全確認計画記載建築物

→全国及び都道府県別の指定状況、耐震性不足解消状況を棟数等でフォロー

## 要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率の推移(見直し後)

上段：要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率  
 下段：(耐震性のある建築物棟数+耐震性が不十分な建築物の解消棟数) / (公表された要緊急安全確認大規模建築物棟数)



# (参考)要緊急安全確認大規模建築物の都道府県別 耐震診断結果等

(令和6年4月1日時点)

都道府県		公表された建築物棟数 (A)	耐震性不足 解消棟数 (B)	耐震性不足 棟数 <small>※診断命令済み含む</small>	対象建築物の 耐震性不足 解消率 (B/A)
1	北海道	692	605	87	87.4%
2	青森県	71	55	16	77.5%
3	岩手県	108	104	4	96.3%
4	宮城県	263	259	4	98.5%
5	秋田県	60	59	1	98.3%
6	山形県	73	63	10	86.3%
7	福島県	121	101	20	83.5%
8	茨城県	189	184	5	97.4%
9	栃木県	173	158	15	91.3%
10	群馬県	153	132	21	86.3%
11	埼玉県	801	779	22	97.3%
12	千葉県	566	529	37	93.5%
13	東京都	1,946	1,887	59	97.0%
14	神奈川県	1,004	947	57	94.3%
15	新潟県	115	105	10	91.3%
16	富山県	49	38	11	77.6%
17	石川県	74	58	16	78.4%
18	福井県	36	36	0	100.0%
19	山梨県	24	24	0	100.0%
20	長野県	97	88	9	90.7%
21	岐阜県	118	105	13	89.0%
22	静岡県	303	282	21	93.1%
23	愛知県	481	457	24	95.0%
24	三重県	99	93	6	93.9%

都道府県		公表された建築物棟数 (A)	耐震性不足 解消棟数 (B)	耐震性不足 棟数 <small>※診断命令済み含む</small>	対象建築物の 耐震性不足 解消率 (B/A)
25	滋賀県	163	154	9	94.5%
26	京都府	187	159	28	85.0%
27	大阪府	854	778	76	91.1%
28	兵庫県	624	574	50	92.0%
29	奈良県	191	174	17	91.1%
30	和歌山県	99	93	6	93.9%
31	鳥取県	21	15	6	71.4%
32	島根県	43	40	3	93.0%
33	岡山県	125	107	18	85.6%
34	広島県	275	247	28	89.8%
35	山口県	112	94	18	83.9%
36	徳島県	32	30	2	93.8%
37	香川県	52	48	4	92.3%
38	愛媛県	149	136	13	91.3%
39	高知県	61	59	2	96.7%
40	福岡県	435	412	23	94.7%
41	佐賀県	41	36	5	87.8%
42	長崎県	129	113	16	87.6%
43	熊本県	59	54	5	91.5%
44	大分県	52	46	6	88.5%
45	宮崎県	28	28	0	100.0%
46	鹿児島県	79	70	9	88.6%
47	沖縄県	37	31	6	83.8%
合計		11,464	10,646	818	92.9%

※耐震性不足解消棟数：耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数。

※耐震性不足解消率 赤字：全国平均未満 青字：全国平均以上

※要緊急安全確認大規模建築物の所在するすべての所管行政庁(47都道府県及び256市区)において、耐震診断結果を公表済。

# (参考) 要安全確認計画記載建築物の指定状況及び耐震診断結果の公表状況

## 要安全確認計画記載建築物とは

- 地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物で、耐震診断の実施を義務付け。
- 所有者は耐震診断結果を地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告する必要。
- 報告を受けた所管行政庁は、報告期限ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を実施。

## 耐震診断結果の公表の状況

	指定を行った 地方公共団体 (令和6年4月1日時点)	対象建築物が所在する 所管行政庁 (令和6年4月1日時点)	うち耐震診断結果の公表を 行った所管行政庁
防災拠点建築物	38道県※1	34県※2 83市	29県 46市
避難路沿道建築物	22都府県 71市町村	20都府県 128市区	14都府県 103市区
避難路沿道ブロック塀等	6都府県 25市町	2都府 12市	2都府 10市

※1 うち3道県は全件が要緊急安全確認大規模建築物と重複。

※2 要緊急安全確認大規模建築物として公表済みの3道県及び当該道県管内の所管行政庁を除く



# (参考) 要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)の指定状況、報告期限

○法第5条第3項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物

## 【都道府県】 38道県

(令和6年4月1日時点)

都道府県	指定	報告期限
北海道※	平成28年5月	平成27年12月
	平成29年1月	平成27年12月
	平成29年7月	平成27年12月
	平成29年10月	平成27年12月
	平成31年2月	平成27年12月
青森県	平成30年3月	令和元年12月
岩手県	平成27年3月	平成30年3月
宮城県	平成30年9月	平成30年10月
秋田県	平成27年3月	平成29年3月
	平成27年5月	平成29年3月
山形県	平成26年5月	平成27年12月
	平成28年2月	平成29年3月
	平成29年3月 令和5年12月	平成30年12月 令和6年3月
福島県	平成28年7月	平成30年12月
	平成29年7月 令和元年7月	令和元年12月 令和3年12月
茨城県	令和4年3月	令和7年3月
栃木県	令和6年2月	令和6年3月
群馬県	平成30年4月	令和2年3月
	平成31年4月	平成27年12月
千葉県	平成26年3月	平成27年12月
	平成27年3月	平成28年12月
	平成29年3月	平成30年12月
	平成30年3月 令和4年3月	令和元年12月 令和7年3月
神奈川県※	平成26年3月	平成27年12月
新潟県	平成27年4月	平成29年3月
	平成29年4月	平成30年9月
	平成30年4月	令和元年9月
	令和4年4月 令和5年3月	令和5年9月 令和5年9月

都道府県	指定	報告期限
石川県	平成29年3月	平成29年12月
岐阜県	平成28年8月	平成29年7月
	平成29年4月	令和2年3月
愛知県	平成27年7月	平成31年3月
	令和3年3月	令和6年12月
三重県	平成29年3月	令和3年3月
滋賀県	平成28年3月	令和元年12月
	令和3年3月	令和3年4月
兵庫県※	平成28年10月	平成29年3月
奈良県	令和4年10月	令和5年3月
	令和4年10月	令和7年3月
和歌山県	平成28年3月	平成29年12月
	平成29年3月	平成29年12月
鳥取県	平成28年3月	平成31年3月
島根県	平成29年4月	令和3年3月
岡山県	平成28年5月	令和3年3月
	平成29年7月 令和4年2月	令和4年3月 令和8年3月
広島県	平成28年4月	平成31年3月
山口県	平成27年7月	平成31年3月
徳島県	平成26年3月	平成28年3月
	平成29年7月	令和2年3月
	平成30年3月	令和2年3月
	平成31年3月 令和3年3月	令和3年3月 令和6年3月
香川県	平成26年9月	令和3年10月
愛媛県	平成27年3月	平成30年3月

都道府県	指定	報告期限
高知県	平成27年8月	平成31年3月
	平成28年6月	令和2年3月
	平成29年12月	令和3年3月
	平成31年3月	令和4年3月
	令和2年7月	令和6年3月
	令和3年3月	令和6年3月
福岡県	令和4年3月	令和7年3月
	令和5年4月	令和8年3月
	令和6年3月	令和9年3月
	平成28年4月	平成30年12月
	平成29年4月	平成30年12月
佐賀県	平成30年4月	令和元年12月
	平成31年4月	令和2年12月
	令和2年4月	令和3年12月
	令和5年4月	令和6年12月
長崎県	平成29年3月	平成30年3月
熊本県	平成27年9月	平成27年12月
	平成29年2月	平成31年3月
	令和4年11月	令和6年3月
大分県	平成29年11月	令和元年12月
	平成30年9月	令和2年12月
宮崎県	平成26年4月	平成27年12月
鹿児島県	平成29年12月	令和4年3月
	令和4年5月	令和6年3月
沖縄県	平成29年12月	令和2年3月
	平成30年4月	令和2年12月

※ 指定された建築物は全て要緊急安全確認大規模建築物と重複。

# (参考) 要安全確認計画記載建築物に係る避難路の指定状況、報告期限

○法第5条第3項第二号および、法第6条第3項第一号の規定により都道府県・市町村耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路等の避難路

※令第4条第一号に規定する建築物に係るもの

(令和6年4月1日時点)

## 【都道府県】 22都府県

都道府県	指定	報告期限
福島県	平成29年7月	令和3年12月
茨城県	令和4年3月	令和7年3月
群馬県	令和2年4月	令和5年3月
埼玉県	令和元年7月	令和4年3月
千葉県	平成30年10月 令和4年3月	令和4年12月 令和7年3月
東京都	平成23年6月	平成27年3月
神奈川県	平成27年3月	平成30年3月
岐阜県	平成29年4月	令和2年3月
静岡県	平成31年4月	令和4年3月
愛知県	平成26年3月 令和3年3月	平成31年3月 令和6年12月
三重県	平成27年12月 平成31年3月	令和3年3月 令和8年3月
滋賀県	平成27年4月	平成30年12月
京都府	平成29年2月	令和5年3月
大阪府	平成25年11月 令和2年3月	平成28年12月 令和4年9月
和歌山県	令和3年4月	令和6年3月
島根県	平成29年4月	令和8年3月
岡山県	平成28年5月 平成29年7月 平成30年6月 令和3年3月	令和3年3月 令和4年3月 令和5年3月 令和8年3月
広島県	平成28年4月	令和3年3月
徳島県	平成26年3月	令和3年3月
香川県	平成26年4月	令和3年3月
高知県	平成27年8月 平成27年11月 平成28年6月	平成31年3月 平成31年3月 令和2年3月
佐賀県	平成30年8月	令和3年12月

## 【市町村】 71市町村

市町村	指定	報告期限
茨城町(茨城県)	令和4年4月	令和7年3月
前橋市(群馬県)	令和4年4月	令和6年3月
さいたま市(埼玉県)	令和5年7月	令和8年3月
横浜市(神奈川県)	平成25年11月	平成27年12月
川崎市(神奈川県)	平成27年5月	平成31年3月
相模原市(神奈川県)	平成27年4月	平成31年3月
平塚市(神奈川県)	平成28年4月	平成31年3月
鎌倉市(神奈川県)	平成27年9月	令和3年3月
藤沢市(神奈川県)	平成28年4月	令和3年3月
厚木市(神奈川県)	平成28年4月	平成31年3月
大和市(神奈川県)	平成27年1月	平成31年3月
山梨県内25市町村※	平成26年度	令和5年3月 令和8年3月
長野市(長野県)	平成26年4月	平成28年3月
四日市市(三重県)	平成28年3月 令和3年3月	令和3年3月 令和8年3月
京都市(京都府)	平成29年3月	令和5年3月
堺市(大阪府)	平成26年3月	平成29年12月
高槻市(大阪府)	平成29年3月	令和2年12月
茨木市(大阪府)	平成26年3月	平成28年12月
箕面市(大阪府)	令和5年12月	令和7年12月
門真市(大阪府)	平成29年3月	平成30年12月
東大阪市(大阪府)	平成26年3月	平成28年12月
松江市(島根県)	平成30年3月	令和8年3月
出雲市(島根県)	平成30年4月	令和8年3月

市町村	指定	報告期限
岡山県内20市町村※	平成27年度	令和3年3月
	平成29年度	令和4年3月
	平成30年度	令和5年3月
	令和2年度	令和8年3月
広島市(広島県)	平成28年4月	令和5年3月
呉市(広島県)	平成29年6月	令和3年3月
大豊町(高知県)	令和元年11月	令和6年3月
佐賀市(佐賀県)	平成30年8月	令和4年12月

※ 市町村により指定時期が異なる

### ○山梨県内25市町村

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

### ○岡山県内20市町

岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、鏡野町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町

# (参考)要安全確認計画記載建築物に係るブロック塀等の義務化状況、報告期限

○法第5条第3項第二号および、法第6条第3項第一号の規定により都道府県・市町村耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路等の避難路

※令第4条第二号に規定する組積造の塀に係るもの

(令和6年4月1日時点)

## 【都道府県】 6都府県

都道府県	義務化開始	報告期限
福島県	令和3年12月	令和5年12月
茨城県	令和4年3月	令和7年3月
東京都	令和2年4月	令和4年3月
愛知県	令和3年3月	令和6年12月
大阪府	令和2年3月	令和4年9月
岡山県	令和3年3月	令和3年3月
		令和4年3月
		令和8年3月

## 【市町村】 25市町

市町村	義務化開始	報告期限
茨城町(茨城県)	令和4年4月	令和7年3月
堺市(大阪府)	令和3年5月	令和5年3月
茨木市(大阪府)	令和2年3月	令和4年9月
箕面市(大阪府)	令和5年12月	令和7年12月
東大阪市(大阪府)	令和5年4月	令和7年3月
岡山県内20市町※	令和3年3月	令和3年3月
		令和4年3月
		令和8年3月

※ 市町により指定時期が異なる

○岡山県内20市町

岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、鏡野町、奈義町、久米南町、美咲町、吉備中央町

# (参考)要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)の耐震診断結果等の状況

(令和6年4月1日時点)

都道府県	公表された建築物棟数(A)	耐震性不足解消棟数※(B)	耐震性不足棟数 ※診断命令済み含む	対象建築物の耐震性不足解消率(B/A)
1 北海道	477	460	17	96.4%
2 青森県	11	7	4	63.6%
3 岩手県	14	10	4	71.4%
4 宮城県	4	3	1	75.0%
5 秋田県	17	16	1	94.1%
6 山形県	41	34	7	82.9%
7 福島県	205	170	35	82.9%
10 群馬県	12	7	5	58.3%
12 千葉県	86	78	8	90.7%
14 神奈川県	8	6	2	75.0%
15 新潟県	31	29	2	93.5%
17 石川県	3	3	0	100.0%
21 岐阜県	41	31	10	75.6%
23 愛知県	66	57	9	86.4%
24 三重県	3	2	1	66.7%
25 滋賀県	7	5	2	71.4%
28 兵庫県	15	8	7	53.3%
29 奈良県	25	4	21	16.0%

都道府県	公表された建築物棟数(A)	耐震性不足解消棟数※(B)	耐震性不足棟数 ※診断命令済み含む	対象建築物の耐震性不足解消率(B/A)
30 和歌山県	25	21	4	84.0%
31 鳥取県	7	6	1	85.7%
32 島根県	39	27	12	69.2%
33 岡山県	13	9	4	69.2%
34 広島県	36	26	10	72.2%
35 山口県	11	11	0	100.0%
36 徳島県	33	30	3	90.9%
37 香川県	10	10	0	100.0%
38 愛媛県	81	61	20	75.3%
40 福岡県	70	63	7	90.0%
41 佐賀県	26	22	4	84.6%
42 長崎県	56	35	21	62.5%
43 熊本県	14	12	2	85.7%
44 大分県	23	20	3	87.0%
45 宮崎県	6	2	4	33.3%
46 鹿児島県	65	57	8	87.7%
47 沖縄県	29	26	3	89.7%
合計	1,610	1,368	242	85.0%

※耐震性不足解消棟数：耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数。

# (参考)要安全確認計画記載建築物(避難路沿道建築物)の耐震診断結果等の状況

(令和6年4月1日時点)

都道府県	公表された建築物棟数 (A)	耐震性不足 解消棟数※1 (B)	耐震性不足 棟数 ※診断命令済み含む	対象建築物の 耐震性不足 解消率 (B/A)	道路延長※2(km) (C)	指定道路との関係を示した 耐震性不足解消状況の公表方法	
7	福島県	40	14	26	35.0%	27	—
10	群馬県	34	9	25	26.5%	440	—
11	埼玉県	16	9	7	56.3%	461	耐震診断結果を路線別に公表
12	千葉県	2	2	0	100.0%	336	—
13	東京都	4,308	2,257	2,051	52.4%	1,043	「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況」の地図を公表
14	神奈川県	773	261	512	33.8%	799	「耐震診断義務付け路線の交差点間の耐震化の状況」の地図を公表(横浜市)
20	長野県	7	2	5	28.6%	6	—
21	岐阜県	36	8	28	22.2%	400	—
22	静岡県	418	110	308	26.3%	688	耐震診断結果を路線別に公表
23	愛知県	531	152	379	28.6%	873	耐震診断結果を路線別に公表
24	三重県	95	36	59	37.9%	819	—
25	滋賀県	41	14	27	34.1%	15	—
26	京都府	46	9	37	19.6%	299	耐震診断結果を路線別に公表
27	大阪府	454	160	294	35.2%	462	「主要交差点間の耐震性不足の建物状況」の地図を公表 耐震診断結果を路線別に公表
33	岡山県	119	36	83	30.3%	421	耐震診断結果を路線別に公表
34	広島県	260	80	180	30.8%	1,614	耐震診断結果を路線別に公表
36	徳島県	111	22	89	19.8%	253	—
合計		7,291	3,181	4,110	43.6%	8,953	—

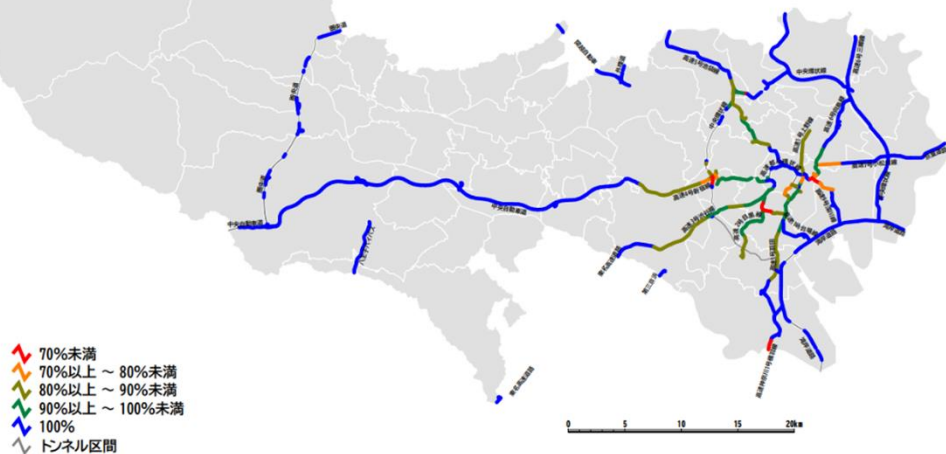
※1:耐震性不足解消棟数:耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数。

※2:道路延長:耐震改修促進法第5条第3項第二号及び第6条第3項第一号に基づき都道府県及び市町村が耐震改修促進計画に定めた道路の長さの合計(公表された建築物に係るもの)

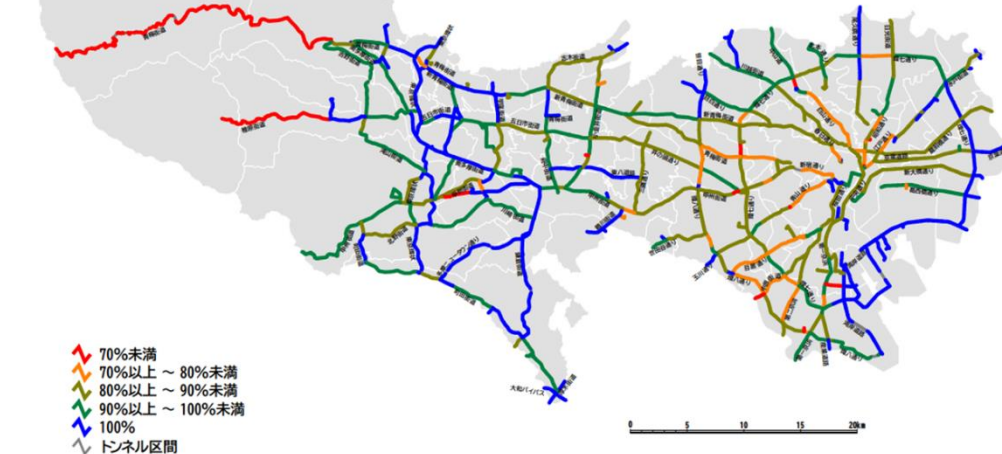


東京都「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況」

【高速道路】(令和2年6月末時点)

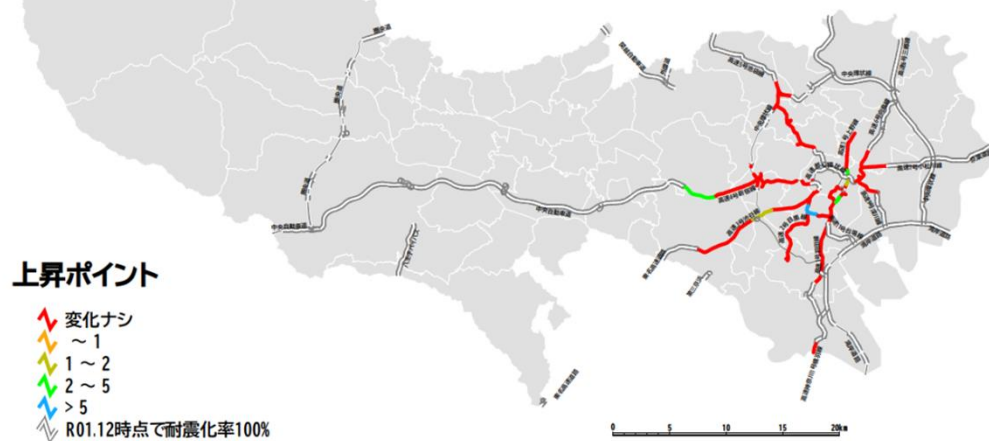


【高速道路以外】(令和2年6月末時点)

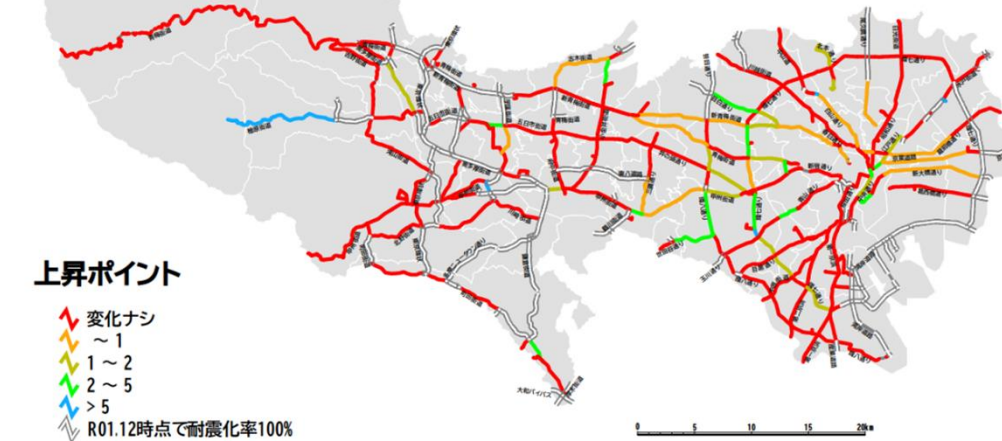


東京都「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率変化」

【高速道路】(令和元年12月末時点  
→令和2年6月末時点)

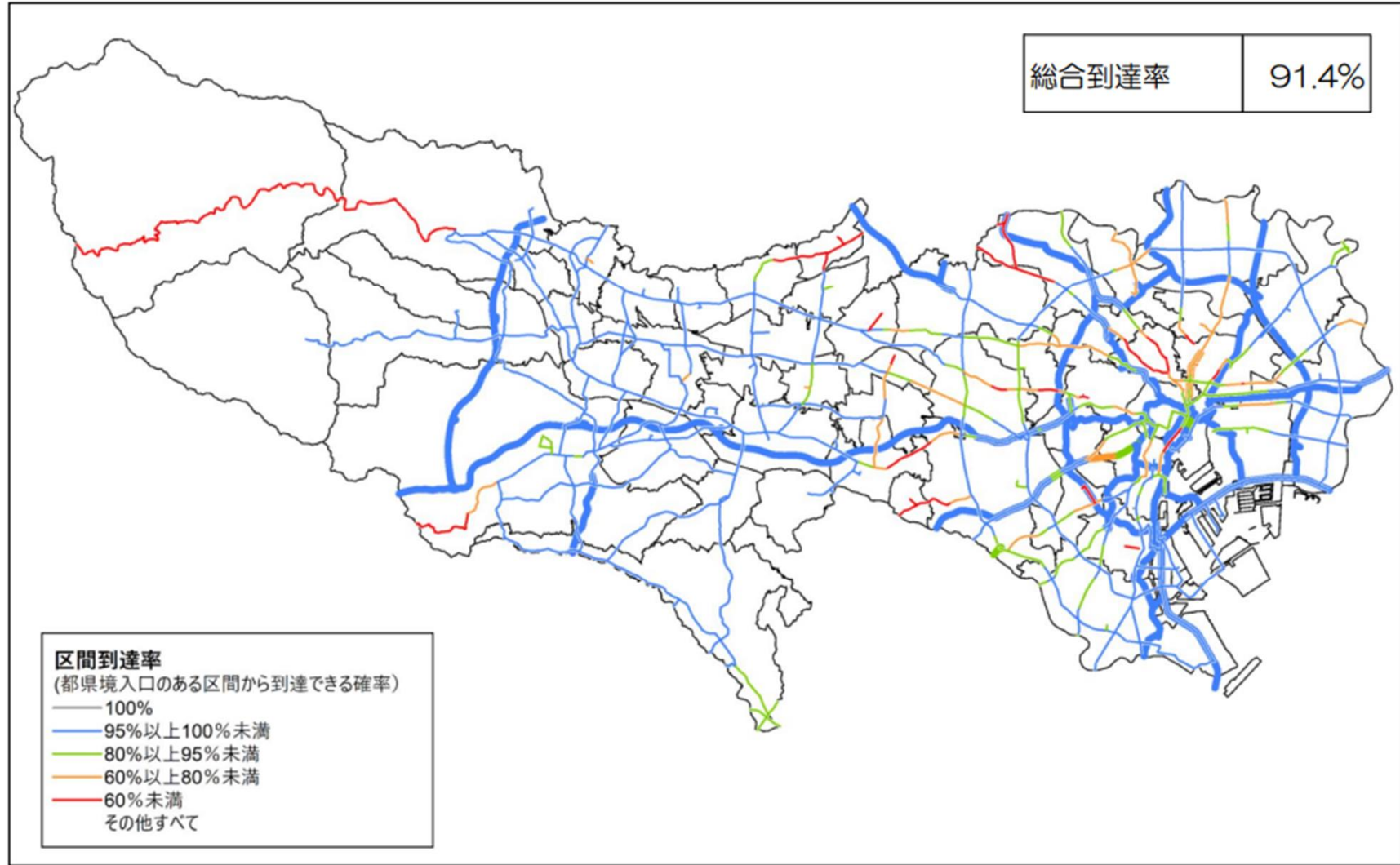


【高速道路以外】(令和元年12月末時点  
→令和2年6月末時点)



東京都 「特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況(区間到達率(都県境入口からある区間に到達できる確率))」

(令和2年6月末時点)



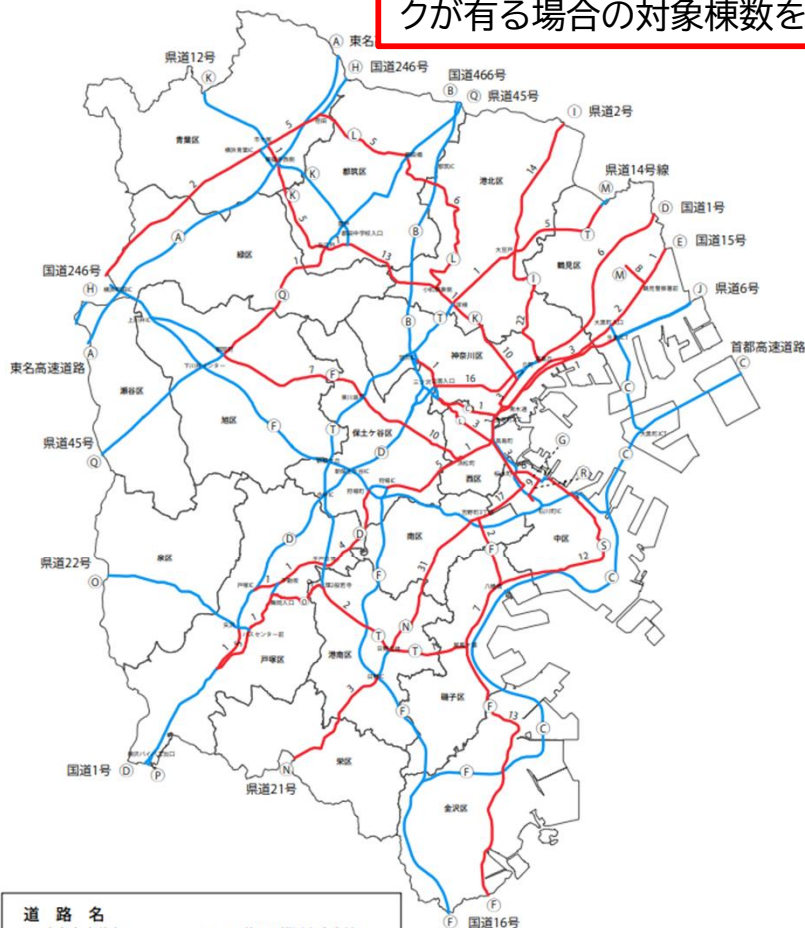


# (参考) 避難路沿道建築物の耐震化状況の地図による公表の例

## 横浜市「耐震診断義務付け路線の交差点間の耐震化の状況」

(令和6年6月17日時点)

倒壊リスクの有無、及び、倒壊リスクが有る場合の対象棟数を図示



道路名	
A 東名高速道路	K 県道12号横浜上麻生線
B 国道466号(第三京浜道路)	L 県道13号横浜生田線
C 首都高速道路	M 県道14号鶴見溝の口線
D 国道1号	N 県道21号横浜鎌倉線
E 国道15号	O 県道22号横浜伊勢原線
F 国道16号	P 県道30号戸塚茅ヶ崎線
G 国道133号	Q 県道45号丸子中山茅ヶ崎線
H 国道246号	R 横浜市道みなと大通り線
I 県道2号東京丸子横浜線	S 横浜市道山下本牧磯子線
J 県道6号東京大師横浜線	T 横浜市道環状2号線

**凡例**

- 沿道建築物の倒壊リスクが解消している区間
- 沿道建築物の倒壊リスクがある区間と、区間内にある倒壊リスクがある建築物の棟数  
※耐震診断未実施の建築物を含む

出典: 耐震診断が義務付けられた建築物の耐震診断結果等の公表について: 横浜市

## 大阪府「主要交差点間の耐震性不足の建物状況」

(令和6年3月27日時点)

耐震性不足棟数に応じて色分け

■耐震性不足の建物状況 (未報告含む)

優先して耐震化に取り組む路線として耐震診断を義務付ける路線  
(主要交差点間ごとに棟数を色分け)

- 耐震性不足 0棟
- 耐震性不足 1棟 ~ 5棟
- 耐震性不足 6棟 ~ 10棟
- 耐震性不足 11棟 ~ 20棟
- 耐震性不足 21棟以上

耐震性不足 総数189棟

※1 要緊急安全確認大規模建築物との重複物件を含む  
※2 耐震性不足には、診断未報告の建物も含む  
※3 国道26号は、他の区間より延長が長いため、約10kmで区間を設定

(令和6年3月27日時点)



出典: 広域緊急交通路沿道建築物(要安全確認計画記載建築物)の耐震診断結果等の公表について: 大阪府

# (参考)要緊急安全確認大規模建築物

## 要緊急安全確認大規模建築物

地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物

### 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

### 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所等 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

### 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上  
(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)

- 要緊急安全確認大規模建築物は、耐震診断の実施が義務付けられている。
- 所有者は耐震診断結果を2015年12月31日までに所管行政庁に報告する必要。
- 報告を受けた所管行政庁は、用途ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っている。

# (参考)要安全確認計画記載建築物

## 要安全確認計画記載建築物

地方公共団体が指定する避難路等の沿道建築物及び都道府県が指定する災害時に公益上必要な建築物

### 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が指定

- ・ 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
- ・ 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀（長さ25mを超えるもの）（右図2参照）

ただし、いずれも、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

### 防災拠点建築物

都道府県が指定

- ・ 庁舎、病院など
- ・ 避難所として利用する体育館、旅館・ホテルなど

図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

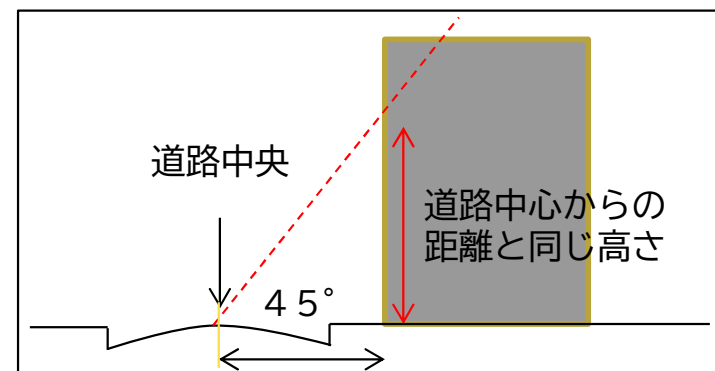
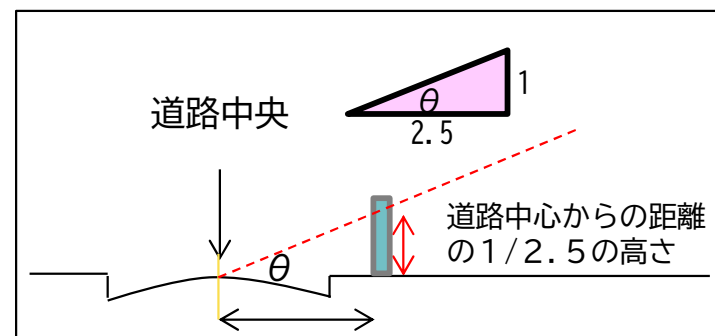


図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀



- 要安全確認計画記載建築物は、耐震診断の実施が義務付けられている。
- 所有者は耐震診断結果を地方公共団体が定める日までに所管行政庁に報告する必要。
- 報告を受けた所管行政庁は、報告期限ごとに取りまとめて、ホームページ等により結果の公表を行っている。



(令和6年4月1日時点)

	要緊急安全確認 大規模建築物			要安全確認計画記載建築物					
				防災拠点建築物			避難路沿道建築物		
	棟数	割合	耐震性 不足 解消率	棟数	割合	耐震性 不足 解消率	棟数	割合	耐震性 不足 解消率
公共建築物	8,861棟	77.3%	97.7%	1,461棟	90.7%	85.7%	140棟	1.9%	89.3%
民間建築物	2,603棟	22.7%	76.3%	149棟	9.3%	78.5%	7,151棟	98.1%	43.0%
全体	11,464棟	100.0%	92.9%	1,610棟	100.0%	85.0%	7,291棟	100.0%	43.6%

※各都道府県からの報告内容をもとに、指標見直し後の集計方法にて整理。

# (参考)総務省による防災拠点となる公共施設等の耐震化進捗状況調査の概要

＜調査対象＞ 都道府県及び市町村が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等：**181,573棟**

＜調査内容＞ 都道府県及び市町村が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等の耐震状況  
災害対策本部設置庁舎及び代替庁舎の耐震状況 等

＜調査結果＞ 令和4年10月1日現在で、都道府県及び市町村が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等  
181,573棟のうち、174,665棟の耐震性が確保され、**耐震率は96.2%**。

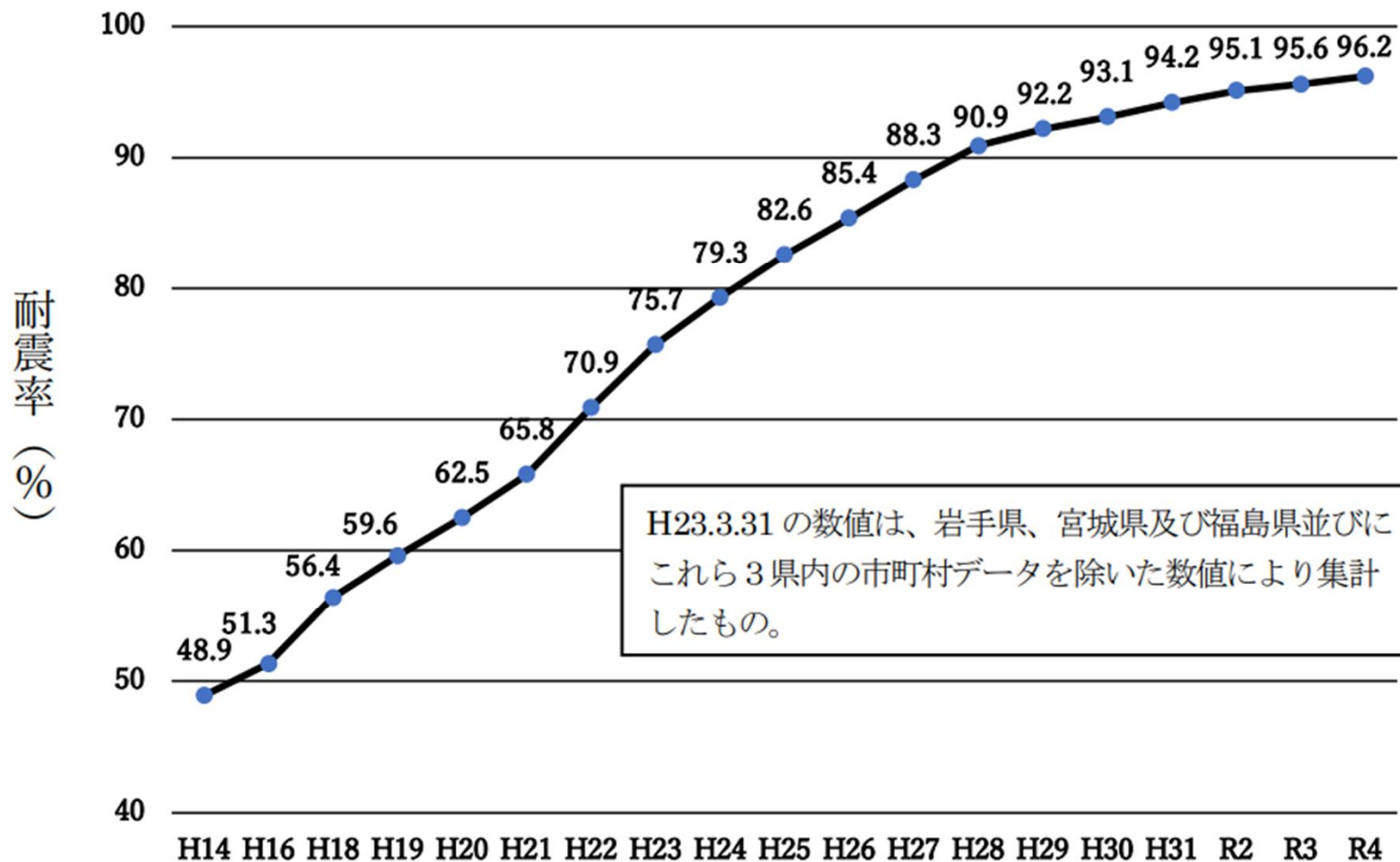
## 公共施設等の耐震改修進捗状況(防災拠点となる公共施設)

(令和4年10月1日現在)

	全棟数 A	S57以降の 建築の棟数 B	S56以前の 建築の棟数 C	S56以前 建築の全体 数に占める 割合 C/A	耐震診断 実施棟数 D	改修の必要 が無い棟数 (耐震性 有) E	改修の必要 がある棟数 F	改修済みの 棟数 G	耐震済棟数 B+E+G=H	耐震率 H/A
1 社会福祉施設	18,286	11,947	6,339	34.7%	5,896	3,328	2,568	1,769	17,044	93.2%
2 文教施設 (校舎、体育館)	105,634	49,257	56,377	53.4%	56,329	18,202	38,127	37,792	105,251	99.6%
3 庁舎	9,179	5,610	3,569	38.9%	3,456	1,217	2,239	1,620	8,447	92.0%
4 県民会館・公民館等	17,087	11,920	5,167	30.2%	4,664	1,878	2,786	1,420	15,218	89.1%
5 体育館	4,799	3,183	1,616	33.7%	1,497	528	969	612	4,323	90.1%
6 診療施設	2,698	2,224	474	17.6%	441	214	227	129	2,567	95.1%
7 警察本部、警察署等	6,044	4,383	1,661	27.5%	1,131	327	804	534	5,244	86.8%
8 消防本部、消防署所	5,571	4,146	1,425	25.6%	1,327	697	630	488	5,331	95.7%
9 その他	12,275	8,884	3,391	27.6%	3,071	1,467	1,604	889	11,240	91.6%
合計	181,573	101,554	80,019	44.1%	77,812	27,858	49,954	45,253	174,665	96.2%

耐震率 = 耐震済の棟数 H / 全棟数 A = (昭和57年以降建築棟数 B + 耐震性有棟数 E + 耐震改修済棟数 G) / 全棟数 A

防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移

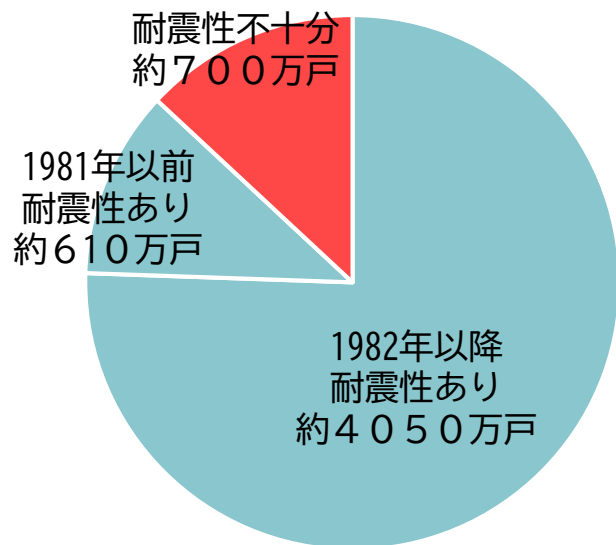


※調査基準日は H14・16 : 4月1日、H18~H31 : 3月31日、R2以降 : 10月1日

※2023年9月1日に総務省が公表した「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」より抜粋

# 住宅の耐震化率の状況

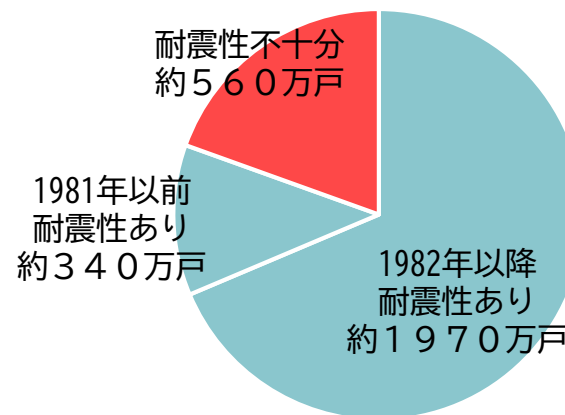
現状値：2018年



**耐震化率 約87%**

総戸数 約5360万戸  
耐震性あり 約4660万戸

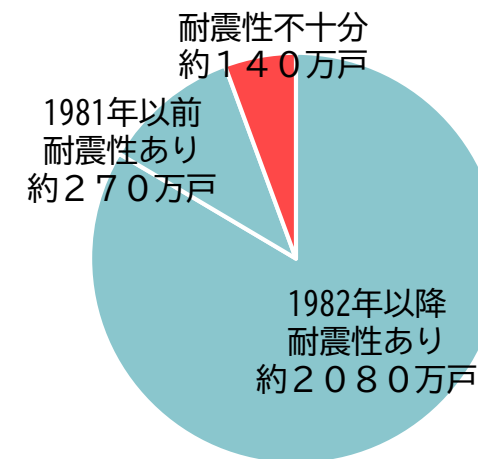
戸建て住宅



**耐震化率 約81%**

総戸数 約2880万戸  
耐震性あり 約2320万戸

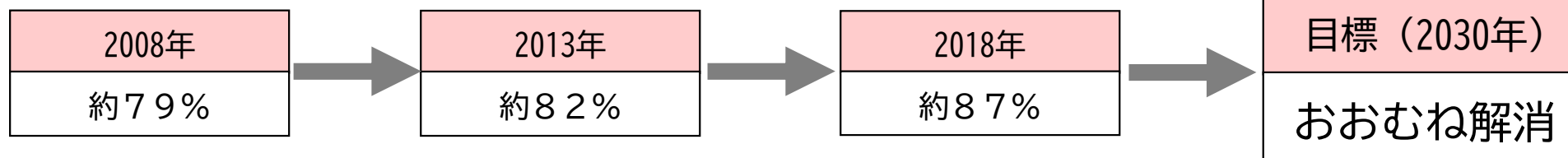
共同住宅



**耐震化率 約94%**

総戸数 約2490万戸  
耐震性あり 約2350万戸

## 住宅の耐震化率の推移と目標



# 都道府県別の住宅の耐震化率

都道府県名	耐震化率		目標	
	現状値	時点	目標値	時点
1 北海道	90.6 %	R2 年度	95 % / おおむね解消	R7 年度末 / R12 年度末
2 青森県	83.2 %	H30 年度末	おおむね解消	R12 年
3 岩手県	83.4 %	H30 年度末	90 %	R7 年度
4 宮城県	92 %	H30 年度	95 %	R7 年度
5 秋田県	84.8 %	R2 年度末	95 %	R7 年度末
6 山形県	83.3 %	H30 年度	90 %	R12 年度
7 福島県	87.1 %	H30 年度	95 % / おおむね解消	R7 年度 / R12 年度
8 茨城県	91.5 %	R3 年度	おおむね解消	R12 年度
9 栃木県	89 %	R2 年度末	95 %	R7 年度末
10 群馬県	86.7 %	R1 年度末	95 %	R7 年度末
11 埼玉県	93.3 %	R2 年度末	95 % / 95 %	R2 年度末 / R7 年度末
12 千葉県	92 %	H30 年度	95 %	R7 年度
13 東京都	92 %	R1 年度末	おおむね解消	R7 年度
14 神奈川県	94 %	R2 年度	おおむね解消	R12 年度末
15 新潟県	85 %	R2 年度末	93 %	R7 年度末
16 富山県	80 %	H30 年	90 %	R7 年
17 石川県	82 %	H30 年	95 %	R7 年度
18 福井県	83.1 %	R2 年度末	90 %	R7 年度末
19 山梨県	87.3 %	R2 年度末	95 %	R7 年度末
20 長野県	82.5 %	H30 年	92 %	R7 年度末
21 岐阜県	83 %	H30 年	95 %	R7 年度
22 静岡県	89.3 %	H30 年	95 %	R7 年度末
23 愛知県	91.2 %	R2 年度	95 % / おおむね解消	R7 年度 / R12 年度
24 三重県	86.1 %	R2 年度	89 %	R7 年度

都道府県名	耐震化率		目標	
	現状値	時点	目標値	時点
25 滋賀県	86.1 %	H30 年度末	95 %	R7 年度
26 京都府	87 %	H30 年	95 %	R7 年
27 大阪府	88.7 %	R2 年	95 %	R7 年
28 兵庫県	90.1 %	H30 年度	97 %	R7 年度
29 奈良県	86.9 %	R2 年	95 %	R7 年度
30 和歌山県	83 %	R2 年度末	おおむね解消	R7 年度末
31 鳥取県	85 %	R2 年度末	92 % / 100 %	R7 年度末 / R12 年度末
32 島根県	70 %	H27 年度末	90 %	R7 年度末
33 岡山県	82 %	R1 年度末	95 % / おおむね解消	R7 年度末 / R12 年度末
34 広島県	84.5 %	R2 年度末	92 % / 100 %	R7 年度末 / R17 年度末
35 山口県	81.2 %	H30 年度	90 %	R7 年度
36 徳島県	81.9 %	H30 年度末	地震発生時の「死者ゼロ」	
37 香川県	82 %	H30 年	91 %	R7 年度末
38 愛媛県	81.3 %	H30 年度末	90 % / 95 %	R7 年度末 / R12 年度末
39 高知県	86 %	R2 年度	85 % / 93 %	R2 年度 / R7 年度
40 福岡県	89.6 %	H30 年	95 % / おおむね解消	R7 年 / R12 年
41 佐賀県	82.1 %	H30 年度	90 % / おおむね解消	R2 年度末 / R7 年度末
42 長崎県	86 %	R2 年	95 %	R7 年末
43 熊本県	89.1 %	R3 年度末	おおむね解消	R7 年度末
44 大分県	84 %	H30 年	92 %	R5 年
45 宮崎県	84 %	R2 年度末	90 %	R7 年度末
46 鹿児島県	82.3 %	H30 年	おおむね解消	R12 年
47 沖縄県	91 %	H30 年度	おおむね解消	R12 年度
全国	87 %	H30 年	おおむね解消	R12 年

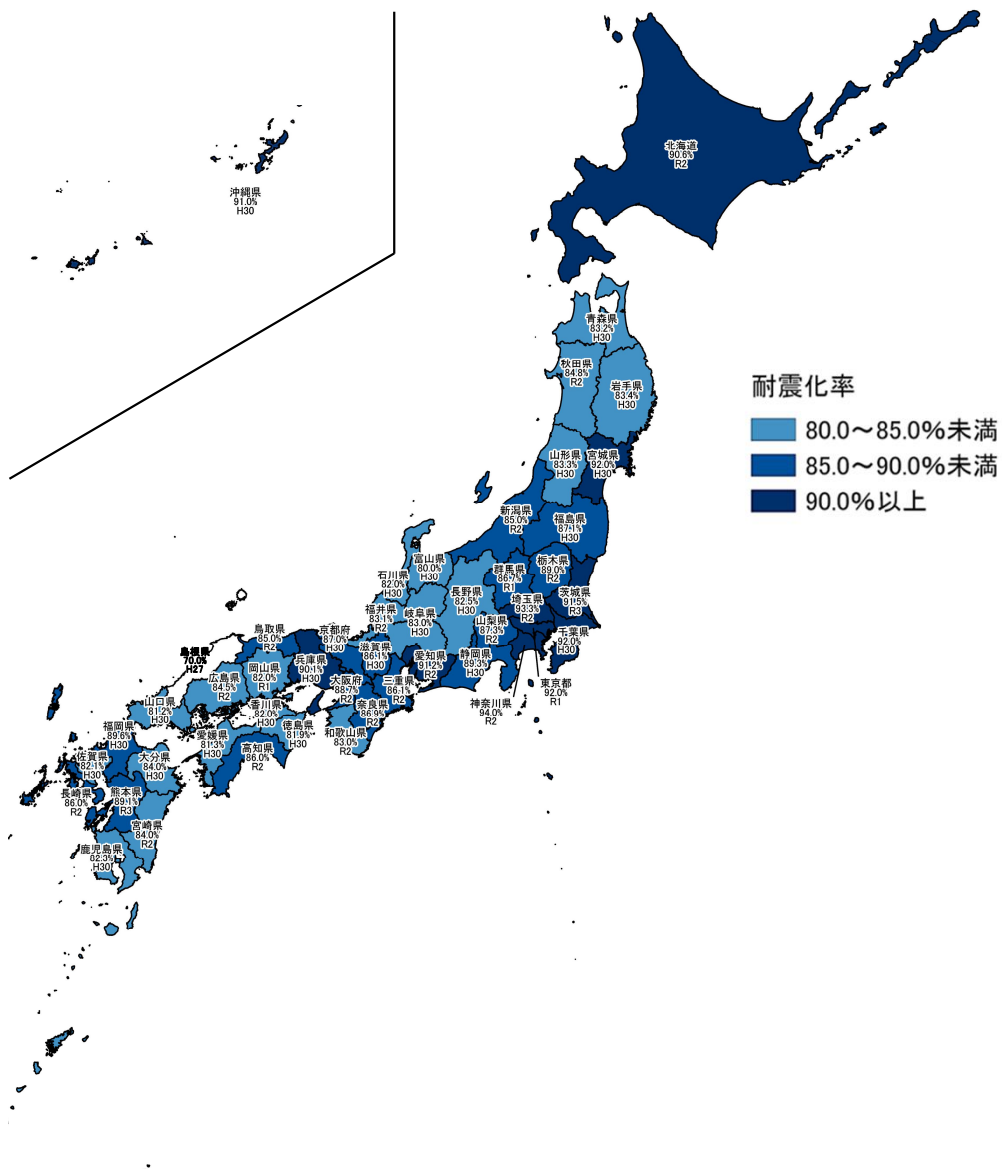
※都道府県の耐震化率・目標については、国土交通省が各都道府県に対し実施した調査をもとに整理。都道府県によって算定年次や算定方法が異なる。

※全国の耐震化率については、総務省「住宅・土地統計調査(平成30年)」をもとに、国土交通省で推計。

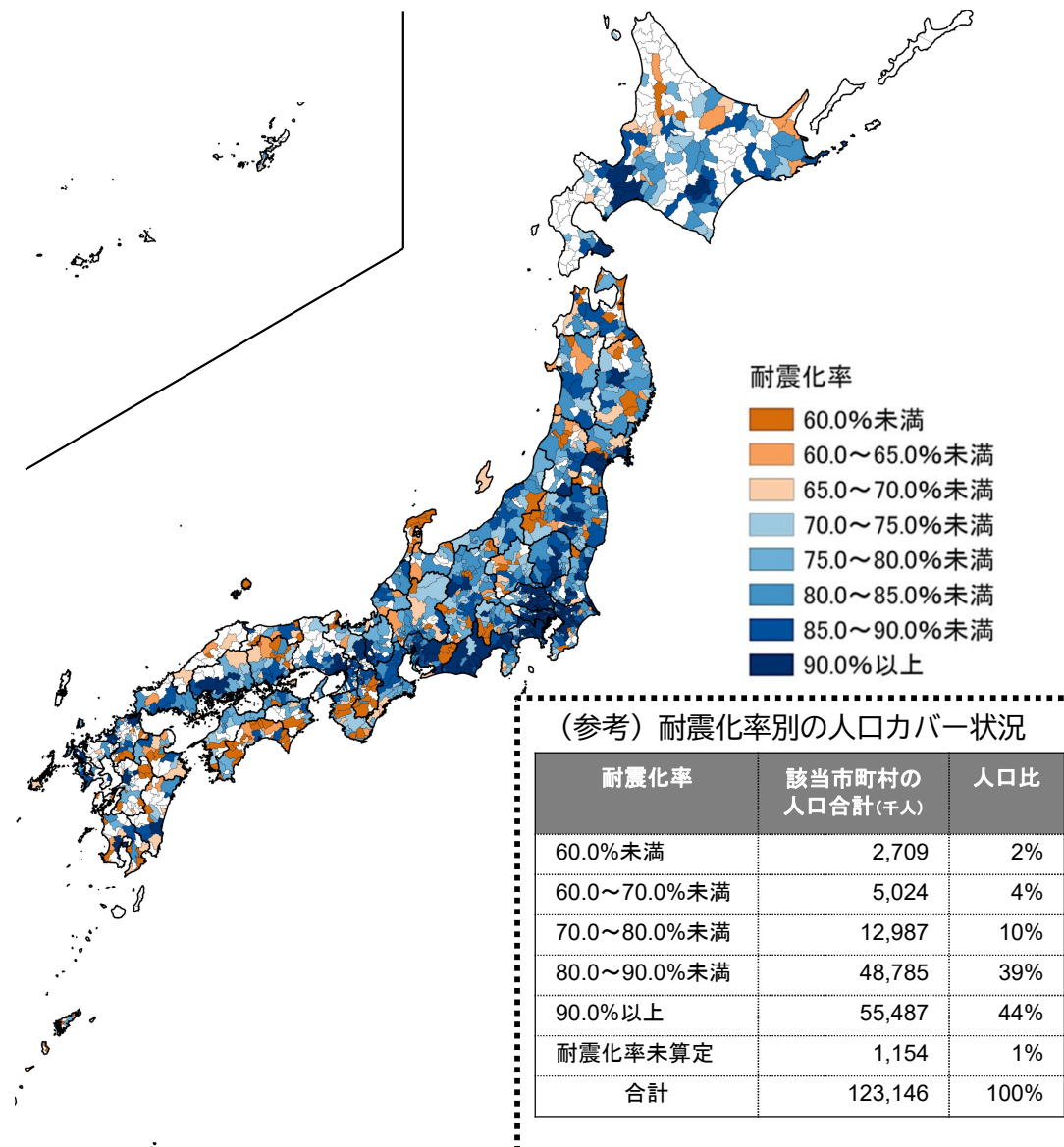
※年度、年度末等の表記や小数点以下の表示の有無は、各都道府県からの報告内容に準拠。(「約」との記載は省略)



## 都道府県別の状況



## 市区町村別の状況



(参考) 耐震化率別の人口カバー状況

耐震化率	該当市町村の人口合計(千人)	人口比
60.0%未満	2,709	2%
60.0~70.0%未満	5,024	4%
70.0~80.0%未満	12,987	10%
80.0~90.0%未満	48,785	39%
90.0%以上	55,487	44%
耐震化率未算定	1,154	1%
合計	123,146	100%

※都道府県・市区町村の耐震化率については、国土交通省が各都道府県・市区町村に対し実施した調査をもとに整理。都道府県・市区町村によって算定年次や算定方法が異なる。

※平成30年以降の耐震化率の結果を公表している46都道府県及び1,265市区町村を着色。

※平成29年以前の耐震化率の結果を公表又は耐震化率を未算定の1県及び476市区町村については白抜きとしている。

別紙参照